

ディア が 般社団法人神奈川青色申告会 横浜市神奈川区西神奈川

1-9-37・レース竹和弐番館3階

TEL 045-577-0615 FAX 045-577-0618

URL:https://kanagawa-aoiro.com/



インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項

10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【**売手**の対応】**Q 10月1日を迎えても登録通知書が届かない**が、どうインボイスを交付するか?

1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後**にインボイスを交付する

2 通知を受けるまでは登録番号 のない請求書等を交付し、通 知後に改めてインポイスを交 付し直す

3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする

事後交付が困難な**小売店**などはどう対応するか?

- ⇒ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭にて相手方にお知らせしたうえで、
 - ・ **事業者のHP等において**「<u>弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●</u> 日(通知を受けた日)までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを 印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください」**と掲示**する
 - L· **買手側からの電話等に応じ、登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

といった対応が可能です

※ これらの取扱いは、登録申請は令和5年9月までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【買手の対応】 Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、<u>登録番号のお知らせ等が</u>届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいか?

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、受領した登録番号のない請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません



事後的に交付されたインボイスや登録番号の お知らせを保存することが必要です

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額 控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」といいます)ですので、上記対応は不要です。

インボイスの交付対象時期

 \mathbf{Q} インボイスの<u>交付義務が生じる</u>のは<u>いつの取引から</u>となるのか?

<u>10月1日(日)の</u> 取引から 具体的には以下の日が10月1日以降になる場合、交付義務が生じます

・**モノの販売** :出荷日、相手方の検収日など、**引渡しの日**として**合理的な日**

・サービスの提供:物の引渡しを要する場合は、目的物の全部を引き渡した日

物の引渡しを要しない場合は、役務の全部を完了した日

※ <u>必ずしも10月1日以降に交付する請求書等から対応しなければならないわけではありません</u>。

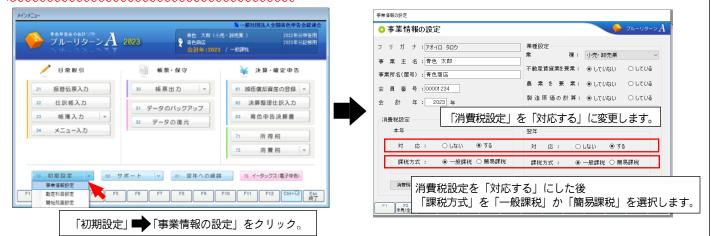
【具体例】

- ① **令和5年9月中**の取引について**令和5年10月に請求**を行う場合 ⇒ <u>インボイス対応の必要はありません</u> ※ 令和5年**9月以前にインボイス対応すること**自体は**問題ありません**。
- ② **令和5年9月中**に請求書を出し**令和5年10月に納品**を行う場合 ⇒ <u>インボイス対応の必要があります</u> ⇒ この場合、**納品のタイミングでインボイスを交付**するか、**登録番号を通知**し請求書と併せて保存してもらう などの対応が考えられます。

ブルーリターンAをご利用の皆様へ インボイス制度導入に伴う消費税設定及び税区分入力方法

免税事業者がインボイス登録申請をし、令和5年10月1日から消費税に対応した記帳を新たに行う場合は、ブルーリターンA (以下、BRA)の消費税設定の変更や日常取引の入力の際に税区分の選択入力が必要になります。

令和5年9月30日までの取引の入力が完了した後、下記の通り消費税設定の変更をおこなってください。



- ※9月30日までの記帳内容に収入や経費等の記帳漏れや誤りがないか確認してください。
- ※設定を変更することにより、9月30日以前の取引にも「8:税外等」の税区分が自動的に選択されます。 消費税確定申告書の税額計算には影響しません。

税区分の使い方

消費税の税区分は、一般課税と簡易課税で次のとおり使用します。

税区分		一般課税	簡易課税
1:課税10%	1:軽減8%	課税取引で使用	
2:課税10%	2:軽減8%		
3:課税10%	3:軽減8%		第1種事業から第6種事業
4:課税10%	4:軽減8%	使用しない	のいずれかを割り当て
5:課税10%	5:軽減8%		
6:課税10%	6:軽減8%		
7:混合10%	7:混軽8%	課税・非課税・不課税の混合取引で使用	
O:非課税		非課税取引で使用	
8:税外等		不課税または免税取引で使用	



※2割特例を適用する場合であっても、BRAでの日常取引の入力は一般課税・簡易課税ともに、通常の方法でおこなってください。

取引先からインボイスを受け取れない場合 今まで課税事業者の方も関係します!

・一般課税の課税事業者でインボイスが発行できない免税事業者等からの課税仕入れの取引では、「インボイス無し」欄で「無し」を設定してください。課税仕入れに係る経過措置の対象となる取引として登録されます。ただし少額特例の対象となる取引 (税込1万円未満)の場合は、空欄のままにしてください。



※BRAの消費税確定申告書の作成は、税込み経理方式を前提に設計していますので、取引の入力時には原則として税込みの金額で入力してください。

横浜市からのお知らせ

インターネット等を利用した市税の納付方法について

■ 地方税共通納税システム

eLTAX を使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。ご利用方法等の詳細は、eLTAX ウェブページをご覧ください。



【対象税目】

- ●法人市民税
- ●事業所税
- ●個人市民税·県民税(特別徴収分、退職所得分)
- ●固定資産税·都市計画税(土地·家屋)
- ●固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別割)



エルタックス

■その他の納付方法

▶スマホ決済

対応アプリで納付書のバーコード又は eL-QR を読み取り、手続きを行います。 対応アプリ等の詳細は、「横浜市ウェブページ」をご確認ください。

▶クレジット納付

専用サイト(税目によって異なります)から納付書の納付番号等を入力し、納付手続きを行います。 ※税額に応じてシステム利用料がかかります。

▶ペイジー納付

金融機関のインターネットバンキング等からペイジーのメニューを選択し、納付手続きを行います。

▶□座振替

「横浜市 Web 口座振替受付サービス」からお申込みが可能です(法人対象外、一部金融機関対象外)。 その他、郵送及び金融機関窓口でもお申込みできます。

【対象税目】

- ●個人市民税·県民税(普通徴収分)
- ●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- ●固定資産税(償却資産)
- ●軽自動車税(種別割)(※)
- ※軽自動車税(種別割)は口座振替の対象外です。



横浜市税 納付方法

検索

最新の情報や納付方法の詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。

消費税インボイスの対応は大丈夫ですか

消費税インボイス記帳指導会開催中 ~事前準備が重要です~

いよいよ令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイス(適格請求書発行事業者)の登録申請をし、消費税課税事業者となられた方は、インボイスの交付・確認保存とともにインボイスに対応した帳簿を記帳しなければなりません。消費税の税区分など対応した記帳をしていないと消費税の申告ができません。特に一般課税で申告される方は記帳方法を始め消費税の申告に向けて事前準備が必要です。翌年1月からの確定申告指導会ではインボイス対応した記帳指導は行いませんので、ご不明な点がある方は10月中にご来所ください。

<u>^</u>

免税事業者の方でもインボイス登録申請し令和5年10月1日より登録を受けた 方は消費税の確定申告をしなければなりません

今まで消費税免税事業者の方がインボイス登録申請し令和5年10月1日より登録を受けた方は消費税課税事業者となり、令和5年分より所得税の申告・納付とは別に消費税の申告・納付をしなければなりません。令和5年分に関しては令和6年3月15日までに所得税申告、令和6年4月1日までに消費税申告を必ず行ってください。

	申告期限	課税期間
所得税	令和6年3月15日	令和5年1月1日~令和5年12月31日
消費稅	令和6年4月 1日	令和5年10月1日~令和5年12月31日

[※]従前より消費税課税事業者の方の課税期間は令和5年1月1日~令和5年12月31日です。



一般課税の課税事業者の方でインボイス登録申請をしていない方でもインボイ スの対応は必要となります

一般課税の課税事業者でインボイスの登録申請をしていない方でも課税仕入れにおいてインボイスの確認保存とともに帳簿に法定事項の記載、軽減8%・10%・非課税・不課税など税区分の記帳に加え、インボイスを登録していない事業者からの課税仕入れについて80%控除・50%控除を適用する経過措置のための「インボイス無し」という区分記帳等が必要となります。

尚、当会事務局では、消費税の確定申告をするために「令和5年分課税売上・課税仕入消費税率区分集計表」を 用意いたしましたので必要な方は事前準備のご相談とあわせて10月中にお越しください。

また、令和6年分から簡易課税の選択を検討される方は 令和5年12月までにご相談にお越しください。

港北出張所開設日(帰国開設)

●開 設 日 ※10・11月は予約不要です。

10月 2日(月) • 16日(月) • 23日(月)

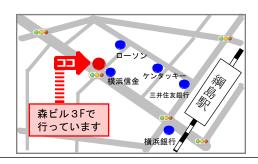
30日(月)

11月 6日(月) • 13日(月) • 20日(月)

27日(月)

●相談受付時間 10時~11時・13時~14時

●電 話 番 号 070-5593-2028



税理士・弁護士による

無料稅務•法律相談会

(毎 月 第 | 火 曜 日)

●日 程

税 務 相 談 10月3日(火)

11月7日(火)

法 律 相 談 10月3日(火)

●会 場 事 務 局

●相談受付時間 13時~15時

●予約電話番号
○45-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。